(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道の線形不良区間等を回避し、年間を通して車両の安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のルートについては、一級河川馬淵川水系安比川の右岸側をバイパスで通過する案（以下「申請案」という。）のほか、同河川の左岸側をバイパスで通過する案及び現道拡幅案（以下「代替案」という。）について検討が行われている。

申請案と代替案を比較すると、申請案は、支障となる家屋数が代替案より少ないこと、盛土と切土のバランスに優れ、また、トンネルが不要であるため工期が短いこと、全体事業費が最も少ないことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

○東北地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
北秋田市綴子字糠沢上谷地四四八番1から同市綴子字糠沢八三番まで	一五・九二～四二・六六メートル	一七・三九～五三・一七メートル	後	一〇・八六〇キロメートル	〇・八六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には幅員狭小や線形不良区間が存しており、大型車のすれ違いが困難であるほか、歩道が未整備のため歩行者が危険にさらされていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、二戸市長等から本件事業の早期完成について強く要望されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　岩手県二戸市役所

○東北地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
北秋田市綴子字糠沢上谷地四四八番1から同市綴子字糠沢八三番まで	一五・九二～四二・六六メートル	一七・三九～五三・一七メートル	後	一〇・八六〇キロメートル	〇・八六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	供用開始の区間	図面縦覧場所
北秋田市綴子字糠沢上谷地四四八番1から同市綴子字糠沢八三番まで	平成二十四年三月二十六日	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

(四)　供用開始の期日　平成二十四年三月二十六日

○関東地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

関東地方整備局長　下保　修

区間	供用開始の区間	図面縦覧場所
渋川市半田字向畑一七七三番1から同市半田字沼辺一八四番七まで	平成二十四年三月二十六日	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

(四)　供用開始の期日　平成二十四年三月二十六日

○中部地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

中部地方整備局長　足立　敏之

区間	供用開始の区間	図面縦覧場所
長野県下伊那郡阿智村駒場一四九五番二から同村駒場一四九五番三六まで	平成二十四年三月二十六日	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

(四)　供用開始の期日　平成二十四年三月二十六日

○近畿地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
紀の川市打田字小門五八五番二から和歌山市永穂字筋違四三六番一まで	A 前	二八・二〇～四六・二〇メートル	一二・四七五キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B 前	二二・二〇～九四・八〇メートル	〇・九六七キロメートル	
	C 前	二二・五五～三〇八・一五メートル	七・六四一キロメートル	
	A 後	二八・二〇～四六・二〇メートル	一二・四七五キロメートル	
	B 後	二二・二〇～九四・八〇メートル	〇・九六七キロメートル	
	C 後	二二・五五～三〇八・一五メートル	七・六四一キロメートル	
	D 後	一五・〇〇～一二七・六〇メートル	三・二八一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
米原市中多良字建仁寺六三四番一から同市入江字入江二二三三番まで	前	二六・二二～七二・一〇メートル	二・五二二キロメートル
	後	二六・二二～七七・四七メートル	二・五二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所